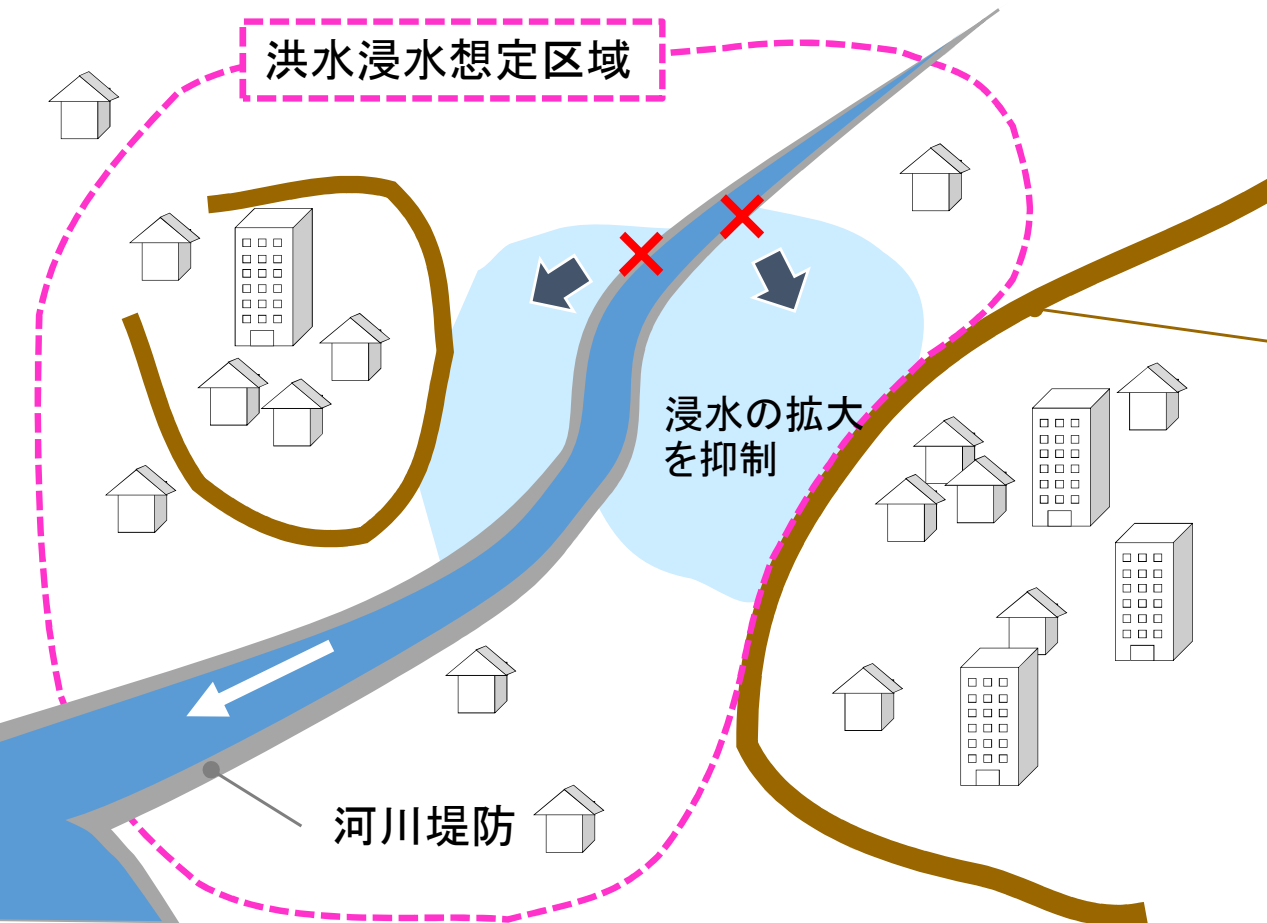


浸水拡大を抑制する施設等の保全について (浸水被害軽減地区)

浸水被害軽減地区の指定の対象

- 洪水浸水想定区域（隣接・近接する区域を含み、河川区域を含まない）内で、浸水の拡大を抑制する効用^{（注）}があると認められる輪中堤等の盛土構造物、自然堤防等を指定
- 周辺の家屋等の立地状況や土地利用の計画等を踏まえて指定
- 一定の行為規制を課すものであることから真に必要な範囲に限定して指定

（注）必ずしも洪水浸水想定区域の前提となる洪水による浸水の拡大を防ぐ程の効用が求められるわけではなく、地域の実情に応じて、それ以下の洪水に対して浸水の拡大を抑制する効用が認められれば足りる

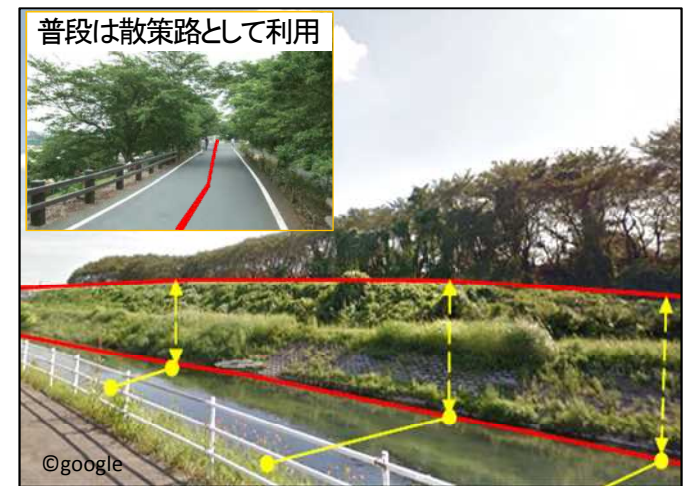


■ 輪中堤等の盛土構造物

: 歴史的に形成された輪中堤やその跡地といった帯状の盛土構造物

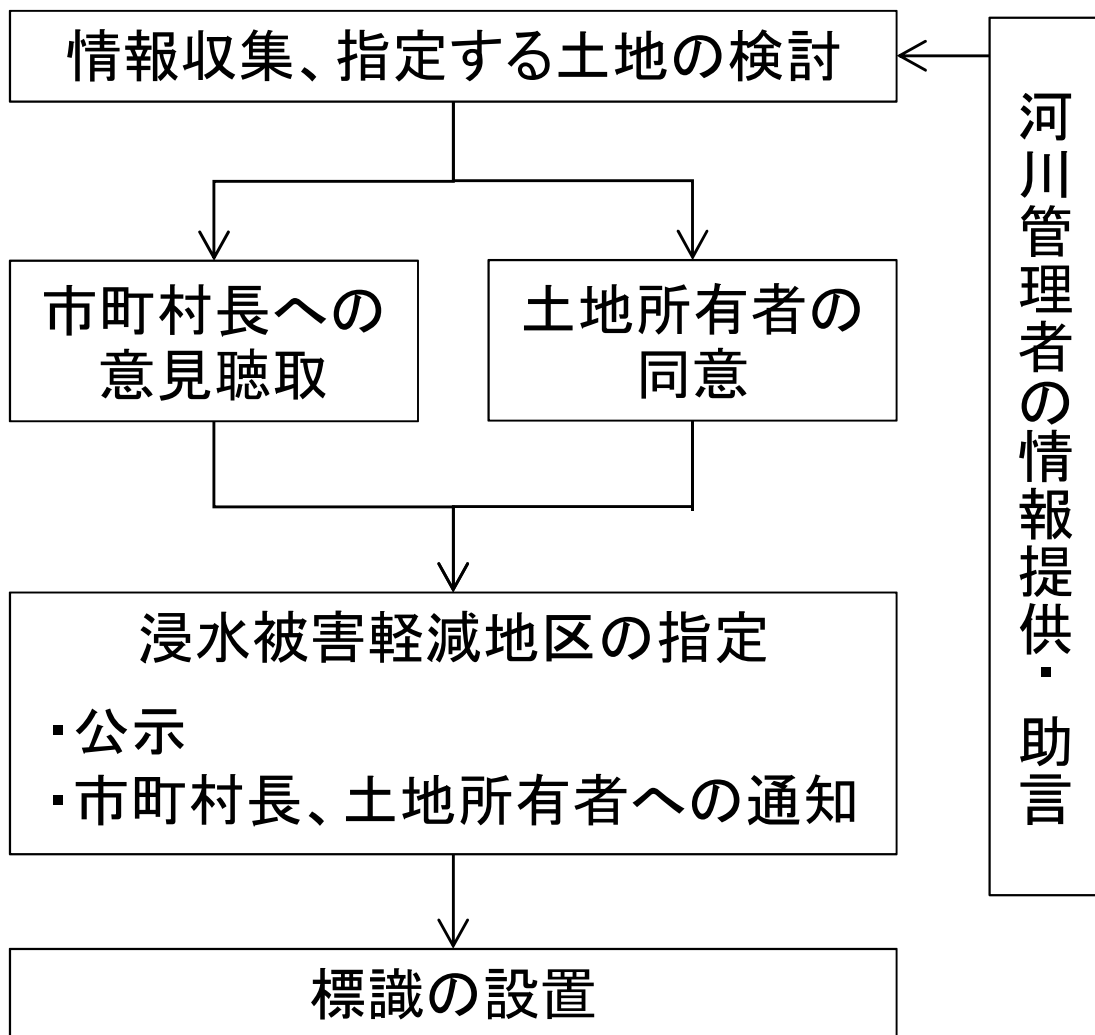
■ 自然堤防

: 河川の氾濫により流路沿いに繰り返し土砂が堆積し、周囲より高くなった帯状の土地

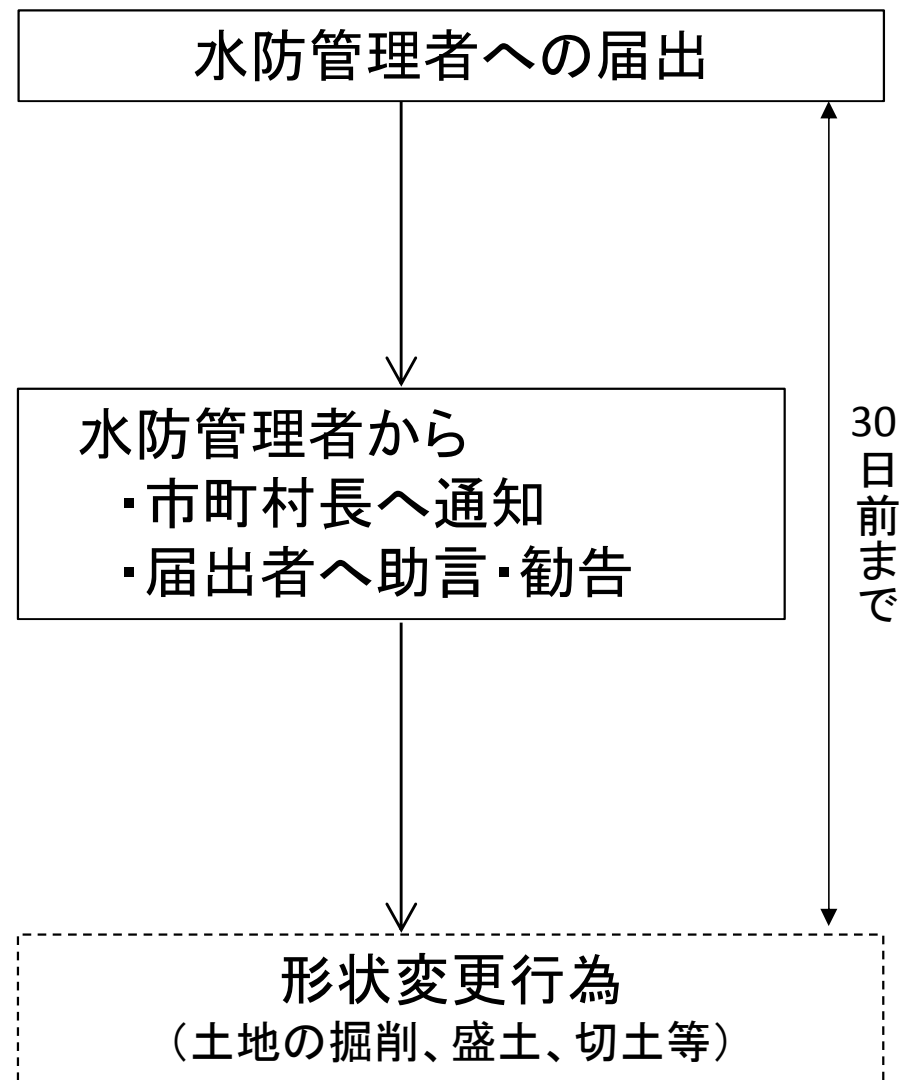


浸水被害軽減地区の指定、形状変更行為の届出等の流れ

＜水防管理者による地区指定等＞



＜形状変更行為の届出等＞



※河川管理者の情報提供・助言

：過去の浸水情報や周辺の地形情報等から、盛土構造物等の浸水拡大抑制に係る有用性等について情報提供・助言

指定の公示、通知

○ 水防管理者は、浸水被害軽減地区の指定をするときは、当該地区を公示するとともに、その旨を当該市町村長及び土地所有者に通知しなければならない。

<公示>

次に掲げる事項について、市町村、水防事務組合又は水害予防組合の公報又はウェブサイトへの掲載その他の適切な方法により行う

① 浸水被害軽減地区の指定をする旨

② 当該浸水被害軽減地区の名称及び指定番号

※名称は、輪中堤の歴史的呼称など一般に分かりやすいもの

③ 当該浸水被害軽減地区の位置(以下を明示)

・ 市町村、大字、字、小字及び地番

※地番が未指定の場合は、指定されるまでの間、市町村、大字、字及び小字のみで可

・ 平面図

※縮尺2,500分の1以上の図面によることが望ましい

④ 当該浸水被害軽減地区内の土地に存する輪中堤等の盛土構造物又は自然堤防の高さ

※地区を保全する上で必要な主要地点の高さを水防管理者が把握

<通知>

上記の公示事項を通知しても良いし、指定を行う期日を通知して詳細は公示を参照することを求めても良い

標識の設置

- 水防管理者は、浸水被害軽減地区を指定したときは、浸水被害軽減地区である旨を表示した標識を設けなければならない。
- 地区内の土地の所有者、管理者又は占有者は、正当な理由がない限り、標識の設置を拒否、妨害してはならない。
- 水防管理団体は、標識の設置により損失を受けたものに対して、時価によりその損失を補償しなければならない

<標識の設置>

以下の基準を参酌して、条例で定めるところにより、標識を設置

①次に掲げる事項を明示したものであること。

イ 浸水被害軽減地区の名称及び指定番号

ロ 浸水被害軽減地区内の土地に存する輪中堤防その他の帯状の盛土構造物又は自然堤防の高さ

ハ 浸水被害軽減地区の管理者及びその連絡先

※管理者が私人の場合、プライバシーに配慮し、市町村の水防担当部局など当該管理者に取り次ぐことができる者の連絡先を記載

ニ 標識の設置者及びその連絡先

②浸水被害軽減地区の周辺に居住し、又は事業を営む者の見やすい場所に設けること。

<損失補償>

例えば、標識を設置できる場所が限定されており、かつ、その場所に設置することで既にある工作物を移転させる必要があるような場合の移転費用の補償 等

形状変更行為の届出

- 浸水被害軽減地区内の土地において土地の掘削、盛土又は切土その他土地の形状を変更する行為(形状変更行為)をしようとする者は、当該行為に着手する日の三十日前までに、水防管理者に届け出なければならない。ただし、通常管理行為、軽易な行為等及び非常災害のため必要な応急措置として行う行為については、この限りでない。
- 水防管理者は、届出を受けたときは、当該届出の内容を、当該浸水被害軽減地区をその区域に含む市町村の長に通知しなければならない。

<届出が必要な行為>

- ・地区内の盛土構造物等の高さ等を有意に毀損し、浸水拡大を抑制する効用を低減・消滅させるような土地の掘削、盛土、切土等

<届出が不要な行為>

- ・通常管理行為、軽易な行為(修繕・補修、電線等の埋設、仮設建築のための一時的なもの 等)
- ・非常災害のため必要な応急措置として行う行為

<届出の内容>

- ・形状変更行為の種類、場所、着手・完了予定日等
- ・設計・施工方法を示した計画図(右表)
縮尺:1/2,500以上
形状は、平面図、縦断面図及び横断面図により示す

	明示すべき事項
位置図	地区の位置
現況図	地区の形状
計画図	行為を行う箇所
	行為を行った後の形状

助言・勧告

- 水防管理者は、形状変更行為の届出があった場合において、当該浸水被害軽減地区が有する浸水の拡大を抑制する効用を保全するため必要があると認めるときは、当該届出をした者に対して、必要な助言又は勧告をすることができる。

<助言・勧告の内容>

- ・形状変更行為をできるだけ浸水拡大を抑制する効用に影響を及ぼさない形にするよう調整
- ・形状変更行為の時期を出水期の後に延期するよう求める 等

<留意事項>

- ・助言・勧告は、届出をしたものが通常行っている管理行為の範囲内で対応できるものとする。
- ・届出をしたものによる対応が困難である場合は、形状変更行為があった箇所について出水時に優先して土のう設置等の水防活動を行う箇所とするなど、代替的な対応を十分検討すること。